平成２３年（フ）第６４号
金沢市芳斉１丁目３番25号　パークハイム玉川102号室、従前の住所金沢市松寺町卯78番地１　市営住宅Ｍ５棟204号
債務者　栗山　眞一
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第７２号
石川県白山市道法寺町ホ53番地３　グリーンフィールド１－Ｄ号室、従前の住所石川県白山市八田町1220番地10
債務者　桂保温工業こと　桂　　正春
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第７２１号
名古屋市守山区喜多山２丁目25番８号　ガーデンハイツ欧杜３Ｄ号
債務者　加藤　康弘
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９号
兵庫県多可郡多可町加美区清水477番地
債務者　足立知惠子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１０９号
香川県高松市百間町５番地１　長尾ビル３階東
債務者　武田　陽子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３０号
鹿児島県薩摩川内市里町里3360番地、前住所鹿児島市自由ヶ丘１丁目27番14号
債務者　上村美奈子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
鹿児島県出水市上鯖渕6156番地７
債務者　東　佳奈子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
鹿児島県薩摩川内市下甑町青瀬636番地
債務者　松木　良一
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
鹿児島県薩摩川内市下甑町青瀬636番地
債務者　松木美代子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
鹿児島県出水市住吉町５番16号
債務者　中村　明美
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
仙台市宮城野区宮千代２丁目13番地の８
債務者　森下　直憲
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
仙台市宮城野区宮千代２丁目13番地の８
債務者　森下　裕子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
仙台市若林区大和町２丁目６番41号
債務者　横山　孝子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１４号
福島県白河市借宿白旗８番地
債務者　吉田　　忍
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
茨城県東茨城郡茨城町大字宮ケ崎216番地２
債務者　宇野　京子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１１７号
茨城県那珂郡東海村大字村松1081番地１　サンシャインヒルズＣ棟101
債務者　藤田　幸恵
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１２３号
茨城県東茨城郡城里町大字北方2261番地の４
債務者　宮田　竜次
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
水戸地方裁判所